

大通達甲（施装）第2号
令和5年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

自家用車公務使用取扱要綱の改正について（通達）

公務で使用する自家用車の登録及びその使用基準については、「自家用車公務使用取扱要綱の改正について」（令和3年3月31日付け大通達甲（施装）第3号）により運用しているところであるが、この度、自家用車の公務使用登録の基準等の見直しに伴い、別添のとおり「自家用車公務使用取扱要綱」を改正し、令和5年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（施設装備課車両係）

別添

自家用車公務使用取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、公務で使用する自家用車の登録及びその使用基準について必要な事項を定めるものとする。

2 公用車使用の原則

職員は、公務で車両を使用する場合は、原則として、公用車を使用するものとする。ただし、職員が自家用車の公務使用登録を行っている場合で、当該自家用車を使用することが適当であるときは、公務に自家用車を使用することができる。

3 自家用車の公務使用登録

(1) 職員は、公務に自家用車を使用する場合には、使用する自家用車について自家用車公務使用登録申請書（別記様式）により、あらかじめ所属長に申請し、その登録を受けるものとする。登録事項に変更があった場合も同様とする。

(2) 自家用車の公務使用登録をすることができる自家用車は、職員（民法上の親族を含む。）が所有（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく割賦販売等により購入し、所有権が留保されているものを含む。）する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車であって、次に掲げる自動車等の区分に従い、それぞれ定める保険の契約が締結されているものとする。

ア 自動車（総排気量が0.250リットル以下の自動二輪車を除く。）

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する責任保険又は責任共済（以下「強制保険」という。）及び任意保険（対人賠償保険金額が1億円以上で、かつ、対物賠償保険金額が500万円以上のものに限る。）

イ 自動二輪車で総排気量が0.250リットル以下のもの及び原動機付自転車

強制保険及び任意保険（対人賠償保険金額が5,000万円以上で、かつ、対物賠償保険金額が200万円以上のものに限る。）

(3) 自家用車の公務使用登録は、職員が所属を異動した場合は、その異動した所属において、その都度行うものとする。

4 自家用車の公務使用登録ができない場合

所属長は、職員が次のいずれかに該当するときは、自家用車の公務使用登録を行わないものとする。

(1) 警察車両運転技能検定等に関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第19号）に基づく警察車両運転技能検定に合格していない場合

(2) 過去1年間に於いて刑事処分又は行政処分を受けた人身事故を起こすなど、登録を行うことが適当でないと判断される場合

5 自家用車の公務使用登録の確認

(1) 自家用車の公務使用登録は、所属長の責務において行うものとする。

(2) 所属長は、適宜、自動車検査証の有効期限及び任意保険の保険期間を確認し、期限が

近づいている場合は、その旨を職員に通知するとともに、更新後速やかに必要な書類を提出させるものとする。

- (3) 前記(2)の規定により書類の提出を受けた所属長は、自家用車公務使用登録申請書の所定の欄に更新後の有効期限等を追記するものとする。

6 自家用車の公務使用基準

職員は、公務遂行上又は公務の性質上、次のいずれの要件にも該当する場合には、当該公務において自家用車の公務使用登録を行った車両を使用することができる。

- (1) 公用車を利用できないことが確認された場合
- (2) 公共交通機関を利用することが困難又は不都合な場合
- (3) 借上車を利用することが困難又は不都合な場合

7 自家用車の公務使用ができない場合

所属長は、職員が次のいずれかに該当するときは、前記6の規定にかかわらず自家用車の公務使用を認めないものとする。

- (1) 職員が、病気、過労、睡眠不足その他の理由により、正常な運転ができない状態にあると認められる場合
- (2) 自家用車の点検及び整備が不十分であると認められる場合
- (3) 目的地までの距離が著しく長い又は運転時間が著しく長時間であるなど、業務が過重になると判断される場合
- (4) あらかじめ登録を受けた事項に変更が生じている場合で、登録の変更を受けていない場合

8 自家用車の公務使用登録をせずに使用した場合

自家用車の公務使用登録を受けずに公務に自家用車を使用し、交通事故を起こした場合については、県はその責任を一切負わない。

9 自家用車による公務旅行時の際の承認手続

- (1) 職員は、公務旅行において自家用車を使用する場合は、旅行命令簿により旅行命令権者の承認を受けること。
- (2) 旅行命令権者は、前記6及び7に規定する各事項の該当性について精査した上で、前記(1)の承認を行うこと。

10 自家用車に同乗して公務旅行する職員の取扱い

- (1) 旅行命令権者は、公務旅行に自家用車を使用することについて承認を受けた職員と原則として旅行用務及び旅行先が同一である職員から、当該承認を受けた職員の自家用車に同乗して旅行することについて申し出があった場合で、当該自家用車に同乗して旅行することが業務遂行上適当と認めるときは、これを承認することができるものとする。
- (2) 自家用車に同乗して旅行する職員の承認手続は、自家用車を使用する職員に準ずるものとする。

11 有料道路等及び有料駐車場の利用

公務に自家用車を使用した場合において、有料道路、高速道路若しくは自動車専用道路

又は有料駐車場を利用するときは、公用車を利用した場合と同様に取り扱うものとする。

12 損害賠償

(1) 自家用車の公務使用登録を行った職員（同乗した者を含む。）が、公務に自家用車を使用し、事故により負傷し、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大分県条例第1号）等の定めるところにより補償するものとする。

(2) 自家用車の公務使用登録を行った職員が、公務に自家用車を使用して、事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が職員の加入している強制保険及び任意保険の保険金額を超えるときは、その超える額を県が負担するものとする。

なお、当該事故が職員の故意又は重大な過失等により起きた場合にあっては、県は当該職員に対して求償権を行使することができる。

(3) 自家用車の公務使用登録を行った職員が、公務に自家用車を使用して、事故を起こし、当該自家用車に損害を負った場合においては、県はその損害に対する補償及び費用の一切を負担しないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式

所属長	回 議			受理	年 月 日
				決裁	年 月 日
				登録	年 月 日
自家用車公務使用登録申請書 年 月 日 (所属長) 殿 所属 氏名					
運転免許の種類等	(種類)		(条件)		
登録申請自家用車の車種・登録番号	(車種) (登録番号)		(所有者) (続柄)		
車検の有効期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
任意保険の内容	対人賠償	万円	万円	万円	万円
	対物賠償	万円	万円	万円	万円
	(免責金額)	万円	万円	万円	万円
	保険期間 自 至	年 月 日 年 月 日			
備考					

備考1 登録自動車1台ごとに提出すること。

2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面及び任意保険の証書の写しを添付すること。

※ 任意保険の証書がない場合は、任意保険の契約内容、契約者名及び契約期間が確認できる書類とする。